

## 反対討論要旨 (2009/11/27)

私は、日本共産党県議団として、議案第121号、第122号、第123号及び第124号について、反対理由を述べ討論いたします。

まず、議案121号、123号、及び124号についての反対の理由の第1は、今回の条例の一部改正は、人事委員会勧告に基づいて行われておりますが、その人事委員会勧告自体に正当性が見られないからであります。

実際に支給されている給与で比較すると、22,728円も民間より低い結果が示されています。2万円を超えて民間より低い給与であるにもかかわらず、この7年間も続けるとされている減額措置は「臨時特例的措置」として、本来ならば、民間より高い給与をもらうはずだとして、給与の削減がなされることの合理的根拠はまったく見当たりません。

反対の理由の第2は、給料月額削減が、本年4月に遡って行われることの不当性であります。明らかに不利益不遡及の原則に反するものであります。

理由の第3は、今回の改定により、総額30億円を超えて給与の減少が見込まれるものであり、これが、本県の地域経済にマイナスの影響を与えることは明らかであるとともに、職員の士気を低下させることになるということです。

デフレが進行し、民間の経営が厳しい時だからこそ、安定的な身分と給与を保証された公務員が、購買力向上の牽引役を果たし、地域経済の活性化と県民の生活安定のために、貢献することが求められています。今回の改定は、これに反するものであります。

以上の理由から、これらの議案に賛成できません。

次に、議案第122号についてであります。これは財政難を理由とした5～6%の賃金カットを本年12月から来年3月まで、カット率を0.5引き下げるというものであります。

そもそもの5～6%のカット自体に、わが党は反対の立場をとるものであります。現在の県財政の厳しさの原因は、県職員にはありません。

人員は減らされる、仕事は増える。給料は下がる。県財政の厳しさが強調される中で遅くまで残ったり休日出勤したりして仕事をして、まとも残業をつけることができない。こういう中で、もらってもいない給与で比較され、さらに給与が遡ってカットされるのであります。どうしても削減措置前の給料で比較して削減するというのであれば、カット率を0.5引き下げのではなく、5%～6%のカット自体を中止し、給与を削減前に戻すべきであります。

よって、本議案には、賛成できないものであります。

以上で討論を終わります。